

議会運営委員会会議録

平成20年6月5日(木)

(開 会) 9:57

(閉 会) 11:03

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

平成20年第2回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。予算の説明は、予算概要に基づき行われますので、よろしく願いいたします。

○ 財政課長

議案番号第64号から第66号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。

配布いたしております平成19年度一般会計・特別会計補正予算資料をお願いいたします。

1ページをお開きください。今回の補正は、表の下に記載いたしておりますように、国、県の補助事業の確定等に伴う決算額を見込んで補正いたしましたものであります。補正の内訳は、一般会計5,885万4千円の追加、老人保健特別会計7,502万6千円の追加、小型自動車競走事業特別会計5,800万円の追加、合計1億9,188万円の追加を行うものであります。

2ページに補正の概要を示しておりますので、その内容についてご説明いたします。まず、一般会計の歳入では、特別交付税、国庫支出金の合併市町村補助金、ひとつ飛びまして、諸収入の福岡県産炭地域振興センター助成金及び市債の額がそれぞれ確定したことによる増額の補正を行い、財政調整基金の繰入金を減額することで財源調整をいたしております。繰越明許費でございますが、鹿毛馬神籠石敷購入費につきまして、土地所有者との交渉の遅れにより、年度内の執行が見込めませんので、繰越明許費を設定するものでございます。次に老人保健特別会計では、歳出の医療給付費の確定に伴う老人医療診療費不足分の増額補正を行い、歳入の医療費に係る県負担金と一般会計繰入金を増額計上し、さらに事務費等に係る一般会計繰入金で財源調整をいたしております。小型自動車競走事業特別会計では、歳入で場外発売業務負担金の確定による増額補正を行い、歳出の主に下から3項目めの勝車投票券払戻金及びその他開催経費等の執行残による減額補正と、一番下に記載しております将来の施設改善に備えるための競走場施設改良基金への積立てを行うものでございます。以上、簡単ですが専決による補正予算の説明を終わります。

○ 総務課長

引き続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。「議案第54号政治倫理の確立のための飯塚市長の資産等の公開に関する条例を廃止する条例」につきましては、「飯塚市政治倫理条例」が施行されたことに伴い、市長の資産等の公開に関する事項が同条例に含まれることから、廃止するものでございます。「議案第55号飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、戸籍法、住民基本台帳法が改正され、戸籍の謄抄本、住民票の写しの交付等の請求に関して、その手続が明確化されたことに伴い、法律の引用条名等の関係規定を整備するものでございます。

「議案第56号飯塚市体育館条例の一部を改正する条例」につきましては、平成4年に公立学校施設整備費国庫負担金、社会体育施設整備費補助金を併せて受け建設した筑穂大分体育館について、市立大分小学校の体育施設に転用するものでございます。「議案第57号飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、県の医療費補助制度の

改正に伴うもので、現行の母子家庭等医療費の支給に関しては、父子家庭についても同様の支給を行い、寡婦については経過措置を設けた上で廃止、重度障がい者医療費の支給に関しては、精神障がい者について同様に支給を行い、乳幼児医療費の支給に関しては、その手続き等について整理を行うものでございます。「議案第 58 号飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、公営住宅法施行令の改正に伴うもので、中国残留邦人等の居住の安定を図るため、支援給付を受けている中国残留邦人等について、市営住宅に単身入居ができるようにするものでございます。「議案第 59 号飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴うもので、損害補償における補償基礎額のうち、配偶者以外の扶養親族に係る加算を日額 200 円から 217 円に引き上げるものでございます。2 ページをお願いいたします。「議案第 60 号財産の取得」につきましては、場外発売に対する窓口を強化し、事業収支改善計画に基づき併売可能な体制を整えるため、自動発券機 32 台などを取得するもので、取得価格は 2 億 622 万円、契約の相手方は日本トーター株式会社でございます。議案第 61 号につきましては、後ほどご説明いたします。「議案第 62 号市道路線の認定」につきましては、開発に伴う 1 路線を新規に市道として認定するものでございます。「議案第 63 号市道路線の整理統合に係る廃止及び認定」につきましては、合併による行政界の廃止等に伴い、市道路線の整理統合を行うもので、廃止後、改めて認定する市道は、3,725 路線、実延長 103 万 6,514m であります。3 ページをお願いいたします。「議案第 67 号専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」につきましては、地方税法の改正に伴うもので、個人住民税において寄附金税制の拡充をするもの、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入するもの、住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から 3 分の 1 を減額する措置を創設するもの、新築住宅に係る固定資産税について、最初の 3 年間(、中高層耐火住宅は 5 年間)、2 分の 1 を減額する措置を、来年度まで延長して適用するものが、主な内容でございます。「議案第 68 号専決処分の承認(飯塚市国民保険税条例の一部を改正する条例)」につきましては、地方税法の改正に伴うもので、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を 56 万円から 47 万円に引き下げ、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 12 万円とするのが、主な内容でございます。

○ 上下水道部総務課長

議案概要の 2 ページに戻りまして、議案第 61 号についてご説明いたします。訴訟事件に係る和解につきましては、岩崎浄水場膜処理施設建設計画等に対する損害賠償等請求住民訴訟事件のうち実施設計委託に係る部分の和解であり、実施設計を行った国際水道コンサルタント株式会社が、会社を解散し、清算をするにあたり損害賠償を行う旨の申出があったためであります。和解の内容として、同社が 2,656,500 円の損害賠償債務を負担していることを認め、市に支払う。原告は、同社が債務を履行したときは、同社に対する損害賠償を求める請求部分を取り下げる。市は、原告に対し、本事件の当該部分について地方自治法第 242 の 2 第 12 項に定める弁護士費用として 200,000 円の支払義務のあることを認め、支払う旨の協議が整いましたので、原告らと和解を行うものでございます。

○ 総務部長

3 ページをお願いいたします。議案第 69 号から第 71 号までの人事議案につきましては、「公平委員会委員会委員」、「固定資産評価員」の選任について、また「人権擁護委員」の推薦について議会の同意、意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。4 ページをお願いいたします。また、報告第 12 号から第 24 号までの 13 件の報告でございますが、「交通事故に係る損害賠償及び和解、市営住宅の管理上必要な和解の申立て」についての専決処分、平成 19 年度の「一般会計の繰越明許費繰越計算書」・「事故繰越計算書」、「下

水道事業会計の予算繰越」、土地開発公社、都市施設管理公社、教育文化振興事業団、サンビレッジ茜の「平成19年度の決算」・「20年度の事業計画及び予算」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上で、議案の説明を終わります。

○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上です。平成19年度一般会計補正予算資料を見ますと、今回専決なんですけど、補正予算概要書の2ページ、諸収入、上段の中ほどですが、福岡県産炭地域振興センター助成金皆増があります。私は、専決処分というのは、認められておるわけですけども、一般にですね、今回のこの専決が、この助成金の皆増が専決にしなければならない理由をもう少し知りたいと思います。説明をしてください。

○ 財政課長

予算の専決処分につきましては、地方自治法179条で第1項におきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかであると認められる時は、専決処分が出来るとされております。今回の専決処分につきましては、19年度の振興センターの助成金が金額が確定しなかったため、後日の金額確定後日付を遡って専決をいたしましたものであります。

○ 川上委員

今の説明では、これを専決処分しなければならない理由が、今ひとつ分かりにくいですね。もう少し経過的なものも含めて、なぜ3月31日で専決しなければならなかったのかを分かりやすく言っていただけませんか。

○ 財務部長

これは、県の産炭地域振興センターから助成を受けるものでございますが、予算年度といたしまして、19年度処理をするということが、先ずそれが基本になります。その中で、先ほど課長が説明しましたように、3月31日で専決を遡ってさせていただいたわけですが、3月31日の時点ではまだ額が確定しないという状況がありました。そういうことで、金額の確定というようなことがまだ明確に把握と言いますか、額が確定しておりませんでしたので、一応額が確定した中で、3月31日に専決させていただいたわけでありまして。

○ 川上委員

これは、額が確定したのは3月31日以降ということなんですね、今の説明だと、いつですか。

○ 企画調整部長

3月の25日に、助成予定額という事業採択通知書を県の方から頂いております。これはあくまでも、助成予定額ということでございまして、助成確定額を4月の30日に、この確定額の決定通知書を頂きましたので、先ほど財務部長が言いましたように、額が確定したのが4月30日ということで、3月31日の専決処分をさせていただいたという経緯でございます。

○ 川上委員

ちょっと分かりにくいですね。3月にあなた方は、当初予算を出したんですね。予算を出したでしょう。議会でも諮ったんですね。その時には、他にも諸収入はいくらでもあるんですよ。金額確定しないでも、あなた方は当初予算であげてるでしょう。今回は、額が確定しなかったから、当初予算に入れなかったということですか。

○ 財務部長

この分につきましては、19年度の予算でございます。それで、今委員が言われますのは、20年度ということでしょうか。これは、19年度の予算で処理させていただくために、3月31日に遡って専決させていただいているわけでございます。

○ 川上委員

今ちょっと20年度予算のことを言いましたけど、20年度の予算の前には最終補正があるじゃないですか。最終補正との関係で言えば、同じことでしょう、理由は。あなた方、これはだいたい助成金を欲しいということで申請したんですね。その申請の時のところから、ちょっと時系列的に経過を説明してくれませんか。

○ 企画調整部長

平成19年の12月7日に申請をいたしております。それから、先ほど申しあげましたように、平成20年3月25日に助成予定額と、それから事業採択通知という通知書を頂いております。そして、平成20年4月30日に助成額確定通知書を頂いております。これはあくまでも、平成19年度の助成額の確定金額ということでございます。

○ 川上委員

そうしましとね、事業そのものについて、ここで深く聞く必要はないと思いますけど、主な事業と助成金を申請した理由を聞かせてください。

○ 企画調整部長

飯塚市が、労働者健康福祉機構から買い取りました、筑豊労災病院、この購入費に対する助成要望を行っております。この筑豊労災病院につきましては、皆さん方ご承知のように旧2市8町、この住民の皆さん方の健康と生命を守るというような重要な病院でございます。従いまして、このような重要な労災病院を飯塚市が買い取ったということからして、この県の活性化センターが所管しております産炭地域活性化基金の助成金を活用して、この財源にあてたいということで、事業申請をさせていただいたわけでございます。

○ 川上委員

では最後に、専決処分にする理由の前提になっておるのが、平成19年度処理という説明ですね。それで、どうして平成19年度処理が前提になるんですか。

○ 財政課長

産炭地域振興センターの助成金の会計年度が19年度の予算で処理されていますので、こちらのほうも19年度で予算措置をしようとするものです。

○ 川上委員

向こうに会計年度を合わせたという説明なんですね。そうすると、どうして産炭地域振興センターが、4月30日あたりに金額確定を言ってきたんですか。

○ 企画調整部長

先ほど申しあげましたように、3月25日には事業採択通知が発せられております。その後、3月31日で事業が完了します。その後、県の方が、この事業完了報告書を基にして、そして事業内容を精査し、検査し、その後に助成額の確定通知という流れ、段取りになっておりますので、この完了報告書を基にして精査した結果、4月30日に助成額の確定通知という決定通知を頂いた次第でございます。

○ 川上委員

いろいろ聞きましたけど、専決処分にしなければならない理由が、今ひとつ不透明かなというふうに思いますけど、質問を終わります。

○ 委員長

他に、質疑はありませんか。

○ 川上委員

議案第61号、訴訟事件に関わる和解についてお尋ねします。これは、先ず議案名が訴訟事件に関わる和解というふうになっておるんですけど、どうしてこれは訴訟事件に関わるというふうになっておるのか疑問があります。と申しますのは、国際水道コンサルタントは、訴訟に

は直接関わってないんですね。そこが何故か、何の意味か分かりませんが、和解を申し出ておるといことなんですね。それで、訴訟事件に関わる和解という議案名は、どういう意味合いになってるんですか。

○ 上下水道部長

ご存知のように、この住民訴訟事件は、平成18年9月に提出されております。この訴状の中で、訴えられたのは市でございますが、内容の中で旧庄内の町長さん、それから町会議員、それから当時の課長さん、それから訴状の内容の中で、この訴訟事件は、不正があったということで、市が6,800万円の損害を受けているということで、損害の請求をなさいという事件でございます。先ほど言いました内容で、訴状の中で国際水道コンサルに対して、入札額の1割、それから機械設備におきまして前澤工業において入札額の2割が不正につりあがった金額で、その金額合計6,800万が損害を蒙ったと思われるので、損害賠償をなさいということで、顧問弁護士あたりの見解では、この裁判の結果では、裁判の該当者、先ほど言いました3人プラスの業者2名に対する請求権が発生するので、その旨の中身で審議が行われる予定でございますので、その一部であります国際水道コンサルに対しての部分も、裁判の結果次第では該当者ということで判断をするという見解であります。

○ 川上委員

それは、分かるんです。だから、何故ここで訴訟事件に関わる和解と書いておるのかと、議案名を、要するに国際水道コンサルタントとの和解なんでしょう。どうして、訴訟事件になってるんですか、この議案名は。

○ 上下水道部長

先ほど言いましたように、この住民訴訟は原告松延正道氏との和解でございますので、そういうかたちで議案として出させていただきます。原告との和解で、国際水道コンサルとの和解ではございません。

○ 川上委員

それは、分かりました。それで、公判が6月23日から始まるんですね。その直前に、この分について和解するのは異例だと思うんですよね。どうして、こういう議案を出すんですか。

○ 上下水道部長

先ほど、補足説明で課長が説明いたしましたように、国際水道コンサルが会社の解散という特殊事情が発生したために、今回こういうかたちで和解というようなかたちで、申し出があったものでございます。

○ 川上委員

申し出があったのは、分かりますけど、どういう判断をされたんですか。

○ 上下水道部長

そういうかたちで会社が解散ということで、仮に裁判の結果、飯塚市が負けて6,800万の請求をする際に、会社が存在しないということになれば、飯塚市の請求がそういうかたちで出来なくなって、その分の金額が入って来ないというようなかたち、裁判の結果ですが、顧問弁護士あたりのアドバイスもあって、そういう判断を受け入れるという判断をしたところでございます。

○ 川上委員

ということは、公判が始まる直前にこれを和解をして、議会に上程するというのは、この裁判、市側が敗訴する可能性が非常に高いという判断があったということなんですか。

○ 上下水道部長

負けるというか、不正があったと、市としては認めるものではなく、あくまでも会社の解散という特殊事情のために、こういう和解をするという立場でございます。

○ 川上委員

ちょっと横道に逸れるかもしれませんが、先ほどから不正不正と言われるんですけど、談合でしょう。談合による落札率の引上げじゃないですか。あなた方が、行財政改革で今最も憎んでいる問題ですよ。あなた方は、先ほどから慎重に談合という言葉を使わないんだけど、そこはきちんと損害賠償せよと訴えられている要求の根源なんだから、そこは明確にした方がいいと思うんですね。ちょっと戻りますけど、敗訴する可能性が非常に高いという認識なのかどうかということについては、どうなんですか。

○ 上下水道部長

今の段階では、非常に高いとか言うことは、言いきれないと思いますので、そのことに対しては、答弁控えさせていただきます。

○ 川上委員

では、今の段階で和解をし、6月議会に和解議案を出すという理由はたたなくなりますね。

○ 上下水道部長

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、仮に敗訴した場合にそういうかたちで当然飯塚市が受け入れる金額が、受けれない可能性があるのも、こういう和解を受け入れたという考えでございませぬ。

○ 川上委員

非常に分かりにくい説明ですが、以上で質問を終わります。

○ 委員長

他に、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。議案第54号は、総務委員会に、55号は、市民経済委員会に、56号及び57号は、厚生文教委員会に、58号は、建設委員会に、59号は、総務委員会に、60号は、市民経済委員会に、61号から63号までの3件は、いずれも建設委員会に、64号は、総務委員会に、65号は、厚生文教委員会に、66号は、市民経済委員会に、67号は、総務委員会に、68号は、厚生文教委員会に、それぞれ付託してはと考えております。次に人事議案であります議案第69号から71号までの3件につきましては、最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮ったのち質疑、討論、採決としていただいております。最後に、報告事項第12号から24号までの13件につきましても最終日に報告、質疑と考えております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

会期及び会議予定について説明いたします。お手元に配付しております平成20年第2回飯塚市議会定例会会期日程（案）をご覧ください。まず、会期につきましては、6月11日から6月27日までの17日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程（案）のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。ご審議方よろしく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、会期及び会議予定については、そのように決定いたしました。

次に、陳情について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

お手元にお配りしております陳情文書表のとおり、1件の陳情が提出されております。本陳情につきましては、その写しを6月11日・水曜日の本会議初日に議席のほうにお配りすることといたしておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、陳情については、ご了承願います。

次に、質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の（追加）の提出締切日について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、招集日の翌日であります6月12日木曜日の午後5時までと考えております。次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願（追加分）の提出締切りは、6月17日火曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。質問及び質疑通告並びに意見書案・請願（追加）提出締切日については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、質問及び質疑通告並びに意見書案・請願（追加）提出締切日については、そのように決定いたしました。

次に、飯塚市公共施設のあり方に関する調査について、事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

市長から議長あて、飯塚市公共施設等のあり方に関する調査につきまして、議会での意見を賜りたいとの申し出がっております。この件につきましては、先に開催されました代表者会議におきまして、特別委員会を設置し、審議することが決定されておりますので、特別委員会を設置していただいております。次に、特別委員会の名称は、「公共施設等のあり方に関する調査特別委員会」、付託事件名は、「公共施設等のあり方に関する調査について」付託期間につきましては、調査終了までとし、閉会中の継続審査としていただいております。なお、委員定数につきましても、先に開催されました代表者会議におきまして、2人以

上の会派から正・副議長、監査委員を除き2人につき1名を選出していただき、委員定数は15人とすることが決定されておりますので、そのように決定していただいておりますので、併せてご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

この提案のあった特別委員会設置した場合に、4つの常任委員会、所管がそれぞれありますけれども、その場合の常任委員会で公共施設問題について質問する場合は、今提案のあった特別委員会の関わりはどんなふうになるのか疑問がありますが、そのへんはどう考えておられますか。

○ 議会事務局次長

特別委員会が設置されましたら、特別委員会におきまして、公の施設等に関する全般を審議するようになろうかと思っておりますので、特別委員会で審議されるようになろうかと思っております。

○ 川上委員

その場合、常任委員会ではどうなるんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:36

再 開 10:38

委員会を再開いたします。

○ 議会事務局次長

飯塚市の公共施設等のあり方に関する部分につきましては、特別委員会の方で審議していただくということで考えております。

○ 川上委員

飯塚市の公共施設は、600くらいあるんですね。例えば、それぞれの常任委員会は、それぞれの所管の施設について、当然質問が出来ると思うんですよ。今のお話からすると、そこがちょっと曖昧なんだけど、市長、昨日穂波の人権啓発センターに私が見学に行ったんです。そうすると、昨年11月26日に30年間専用使用しておった部落解放同盟の穂波町協が、出て行っているはずだったんですね。ところが、厳然と事務室があるわけです。それで、私は大変驚いて、縄田部長と大谷課長に来ていただいて、現場を見てもらいました。書記長という方にお話を聞いたらね、ここをずっと使ってますと、鍵は私がずっと持っておりましたと、会館の管理者も持っておったんでしょうけど、解放同盟の書記長が部屋の鍵を持っておったんですね。議会には、退去したとずっと説明されておったわけです。こういう問題については、常任委員会で当然質問が出来ないといけないわけです。それで、今の説明だと特別委員会でしか出来ないというような余韻が残るんだけど、それでは困ると思うんですね。そのへんは、どのようにお考えですか。

○ 議会事務局次長

先ほど申し上げましたのは、公共施設のあり方に関する部分については、当然特別委員会ということで、個々の施設の運営等につきましては、各常任委員会でしていただいております。

○ 川上委員

ではそのところは、この施設は常任委員会で、この施設は特別委員会という仕分けはないということですね。

○ 議会事務局次長

ちょっと何度もお話しておりますけど、公共施設等のあり方全般に関することにつきましては、特別委員会ということで、施設の運営とか、そういったものにつきましては、常任委員会ということで説明しておりますので、その時点での個々の協議になろうかと考えております。

○ 川上委員

個々の仕分けがあるわけではないということを確認しますが、そこで市長から議長宛てに、飯塚市公共施設等のあり方に関して議会の意見を聞きたいという申し入れがあったということなんです。もう少し具体的に、どういった点について意見を聞きたいとかいうことはなかったんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:42

再 開 10:45

委員会を再開いたします。

○ 議会事務局次長

市長の方から議長の方に申し入れがされている文書を読み上げさせていただきます。飯塚市公共施設等のあり方に関する調査特別委員会の設置についてお願い、平素から市政の発展にご尽力を賜りあつく御礼申し上げます。さて、本市財政の危機的状況を打開し、将来に渡り安定し充実した市民との協働のまちづくりを進めていくためには、行財政改革の更なる推進が必要であり、現在本市における全ての公共施設を対象に、その役割を見直し、廃止・統合・改善・有効利用等も含めた総合的な見直しを進めているところでございます。平成20年3月には、行財政改革推進委員会から、公共施設等のあり方に関する基本方針の答申を受け、行財政改革推進本部において、同方針を策定したところでございます。今後は、基本方針に基づく実施計画を策定する予定としております。つきましては、実施計画の策定にあたり、市議会のご意見を賜りたいと考えておりますので、特別委員会の設置をお願いする次第でございます。何卒、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。こういった、お願いの文書がきております。

○ 川上委員

要するに、齊藤市長の、私に言わせれば住民犠牲の行財政改革の路線の中で、基本方針はたてただけど、それを実施する上で、実施計画が必要だと、それを作るので議会の意見を聞きたいということなんです。これは、議会が特別委員会を作るっていうのは、そういう特定の市政の流れを後押しするために議会が特別委員会を作るわけじゃないでしょう。そのものをチェックする、その方向でいいのかどうなのかとかね、いうことを含めたことになるわけですよ、調査特別委員会というのは、だから行革推進のための応援の特別印会を作るんじゃないということ、はっきり議会側としてはしておく必要があると思うんです。そこで、調査期間を終了までというふうに提案があったんですけど、それはそうでしょうけど、終了するまでは市長の方は、実施をしないということですかね、いろんな公共施設のあり方の見直し、実施、議会側が調査終了するまで動かないということなのか、そこをちょっとお尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

基本的には、実施計画策定後というかたちになりますが、これも基本方針を策定する前段からご説明をいたしておりますが、今年の11月には第1次実施計画をたてまして、1年後には第2次というかたちをとりたいと思っておりますので、基本的には実施計画が策定後に関係条例とか予算計上をお願いをしていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

すばっと答えられないので、自分の質問に対する今の答弁はどういう意味かということ考

えないといかんわけですね。だから、今の答弁はどういうことですかね。議会が、行政側の要請を受けて、私が先ほど言ったような立場でね、チェックしている間はね、あなた方は実施しないんだということなのか、議会が調査中であっても、行政は独自の論理で進めていくということなんですか、どっちなんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:50

再 開 10:52

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほどと同じような答弁になるかと思いますが、実施家各を策定いたします。これは、市民の皆さん、それから議会の皆さん、また審議会の皆さんのご意見を総合的に勘案したなかで、行政として実施計画を策定いたします。この実施計画を策定した段階で、関係する条例とか予算を議会の方にも提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

今のお話でしたら、川上委員が言われたのは、要は実施計画の策定にあたり議会の意見を聞きたいというのが、市長の意見だというお話でしたよね。川上委員が言われたのは、その意見が調査終了して、こう意見なんだよという意見を返すまで、実施計画の策定までは踏み込まないのかどうかという問いだったと思うんです。今の答えは、ちょっとずれているのかなと思うんです。この件については、本当に実施計画策定まで策定を止めるのがいいのかどうかという部分もあるかと思うんですよ。議会が、基本計画の審査をしている間、実施計画の策定を止めるのかどうか。それでは、行政の方も間に合わないという思いがあるかと思うんですが、そこらへんはどうなんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

今後の特別委員会の運営につきましては、設置後に正副委員長と協議を進めていきたいと考えております。

○ 江口委員

例えば、実施計画の策定にいついつまでに着手しなければならないため、いついつごろまでに調査を終了してほしいという思いがあるのかどうか、そこらへんはどうなんでしょう。

○ 行財政改革推進室主幹

調査終了の関係につきましても、設置後、正副委員長と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 10:57

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

失礼しました。まず、実施計画の策定のスケジュール、執行部の方で考えておりますスケジュールでございますが、第1次の実施計画を11月中旬から末にかけて策定をしていきたいというふうに考えております。どうしても、1次計画で載せられないものが出て参りましたら第2次、基本的には第1次に全部載せたいというふうに考えておりますが、どうしても載せられないというものがございましたら第2次、これにつきましては、来年の11月を目処に第2次実施計画を策定していきたいと。先ほどから、ご質問がございましたが、第1次実施

計画を策定いたしましたら、それにのっつて関係条例議案、それから予算議案を提案させていただきたいというふうに考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 川上委員

ということは、今の答弁から言うと、議会が調査中であっても行政は行政の論理で実施していくということなんですね。そこで、議会の側としては、必ずしも市長が今進めようとしていることについて、応援するとか、推進するとかいうことじゃなくって、住民福祉の向上、市民の立場できちんとチェックしていくということが重要であって、その立場を明確にして、私はこの特別委員会は設置するべきではないかというふうに思うわけです。以上で、質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。事務局説明のとおり、飯塚市公共施設等のあり方に関する調査について特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「公共施設等のあり方に関する調査特別委員会」とし、委員定数は15人、閉会中の継続審査とし、付託期間は調査終了までとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数及び付託期間は、そのように決定いたしました。

次に、人選の届出期限及び特別委員会の設置時期について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

各会派からの選出委員の届け出期限は、6月17日火曜日の午後5時までとし、特別委員会の設置につきましては、6月20日金曜日または、6月23日月曜日の本会議において一般質問、議案の委員会付託終了後に、議長の発議によりまして設置を諮っていただいとを考えておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。人選の届出期限は、6月17日(火)午後5時まで、特別委員会の設置時期は、6月20日(金)あるいは6月23日(月)とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、人選の届出期限及び特別委員会の設置時期はそのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は6月19日(木)の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。
これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。